

規 則

不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則
をここに公布する。

平成27年12月18日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第13号

不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する
規則

埼玉県警察に勤務する警察官のうち、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項
の規定に基づく埼玉県公安委員会が指定する没収保全等を請求することができる司法警察員は、
次に掲げる者とする。

- (1) 埼玉県警察本部長の職にある者
- (2) 埼玉県警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上
の階級にある警察官
- (3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。